

婚姻届を提出された方へ

婚姻届に伴う手続き一覧です。あてはまる手続きをご確認ください。詳しくはお問い合わせ先までお願いします。

●一般的な手続き

	あてはまる方はいますか？	手続きの内容・ご案内【手続き場所】	◎提出物・〇持ち物	お問い合わせ先
	住所の異動(転入、転居などの住所変更、世帯合併)がある。	住所の異動(転入、転居などの住所変更)がある方で住民異動届を提出していない場合は、市役所本庁舎または各地域自治センターで届出が必要です。また、同居所に住んでいて別世帯になっている方は世帯合併の届出が必要です。【担当課、各地域自治センター】	◎住民異動届 ○本人確認書類 ○転出証明書(上田市に転入される方)	市民課 本庁舎1階 0268-23-5334
	氏名変更前の旧姓で印鑑登録をしている。 (姓ではなく名だけの印鑑で登録していた場合を除く。)	印鑑登録は自動的に消除されます。変更後の氏名を表す印鑑での登録をご希望の場合は、新たに申請が必要です。 【担当課、各地域自治センター】	◎印鑑登録等申請書 ◎印鑑登録関係交付手数料整理票 ○本人確認書類 ○新たに登録する登録印鑑	
	マイナンバーカードを持っている。	氏名や住所に変更があった場合、変更手続きが必要です。 なお、氏名や住所の変更により署名用電子証明書は失効しますので、利用を希望する場合は改めて発行申請をしてください。手続きの際は、暗証番号の入力が必要です。本人以外が手続きする場合はお問い合わせください。【担当課、丸子・真田・武石地域自治センター、豊殿・塩田・川西地域自治センター(予約制)】	◎個人番号カード券面記載事項変更届 ○マイナンバーカード	

●保険・年金に関する手続き

	あてはまる方はいますか？	手続きの内容・ご案内	◎提出物・〇持ち物	お問い合わせ先
	国民健康保険に加入している。	既に国民健康保険に加入されている方で、配偶者の扶養等により社会保険に加入した場合は、国保脱退の手続きが必要です。住所・氏名・世帯主が変更になった場合は、新しい保険証を郵送します。また、世帯主が変わった場合は、変更前の世帯主と変更後の世帯主あてに、それぞれ保険料の納額通知書を送付します。限度額適用認定証をお持ちの方は申請が必要になりますので、お申し出ください。 【担当課、各地域自治センター】	◎限度額適用認定申請書 ○国民健康保険被保険者証 ○本人確認書類	国保年金課 本庁舎1階 0268-75-7121
	社会保険等を離脱して国民健康保険に加入する。	新規資格取得のための手続きが必要です。 【担当課、各地域自治センター】	◎資格取得届 ○健康保険離脱証明書または資格喪失証明など ○本人確認書類 ○マイナンバーカード等	

	後期高齢者医療保険加入者である。	手続きの必要はありません。 氏名や住所に変更があった場合は後日保険証を郵送します。		国保年金課 本庁舎 1 階 0268-23-5118
	介護保険被保険者証を持っている。	氏名や住所に変更があった場合は介護保険被保険者証の住所・氏名変更の手続きが必要です。 【担当課、各地域自治センター】	○介護保険被保険者証	高齢者介護課 本庁舎 2 階 0268-23-6246
	国民年金 1 号被保険者である。 公的年金を受給している。	手続きが必要な場合があります。小諸年金事務所へお問い合わせください。お勤めされている方は、各勤務先へお問い合わせください。		小諸年金事務所 0267-22-1080

●子ども・子育てに関する手続き

あてはまる方はいますか？	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
児童手当を受給している又は申請済みである。	婚姻後の生計の中心者が、配偶者になる場合は受給者変更の手続きが必要です。 ※公務員の方は勤務先にご相談ください。 【担当課、各地域自治センター】	◎児童手当・特例給付 受給事由消滅届 ◎児童手当・特例給付 認定請求書 ○請求者の健康保険証(共済組合員の場合) ○請求者名義の口座情報がわかるもの ○請求者・配偶者のマイナンバーのわかるもの ○請求者・配偶者の本人確認書類	子育て・子育て支援課 ひとまちげんき健康プラザうえだ 1 階 0268-23-5106
福祉医療費受給者証を持っている。	【福祉医療費】 資格喪失・資格変更等、届け出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。 【担当課、各地域自治センター】	福祉課医療給付係へお問い合わせください	福祉課 本庁舎 2 階 0268-23-5130

児童扶養手当を受給中(支給停止者含む)又は申請済みである。※上記以外の方であっても婚姻前の福祉医療費受給者証の受給者証に「母」または「父」と記載されている方は、②の手続きが必要です。	① 児童扶養手当の受給資格喪失の届出が必要です。 【担当課、丸子・真田・武石地域自治センター】	◎児童扶養手当資格喪失届	子育て・子育て支援課 ひとまちげんき健康 プラザうえだ1階 0268-23-5106
	② 福祉医療費受給資格の喪失・変更の届出が必要です。 【担当課、丸子・真田・武石地域自治センター】	◎福祉医療費に関する変更届出書 ○保険証 ○通帳またはキャッシュカード	
保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を利用している子どもがいる。	氏名や住所に変更があった場合は給付認定の変更手続きが必要です。氏名や住所に変更がない場合も保育料が変わる場合や相手の方の保育を必要とする要件書類の提出が必要ですので、登園されている保育園等にお申し出ください。【担当課、各保育園等】	◎給付認定変更申請書 ◎相手の方の就労証明書などの保育を必要とする理由を証明する書類 ◎個人番号提供書 ◎口座振替依頼書(保育料等の振替口座を変更する場合。公立園又は私立保育所の未満児で利用中の方に限る。) ○マイナンバーカード等	各保育園等、保育課 ひとまちげんき健康 プラザうえだ1階 0268-23-5132
小学校、中学校に通っている子どもがいる。	住所の変更に伴い、通学区域に変更がある場合は、手続きが必要です。 【担当課、丸子・真田・武石地域自治センター】	○旧住所で受け取った入学通知書 (来年度入学児童の場合)	学校教育課 南庁舎2階 0268-23-5101

●福祉に関する手続き

あてはまる方はいますか？	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
身体障害者手帳を持っている。	氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 【担当課、丸子・真田・武石地域自治センター】	◎身体障害者居住地(氏名)変更届 ○身体障害者手帳 ○マイナンバーカード等	障がい者支援課 本庁舎2階 0268-23-5158
療育手帳を持っている。	氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 【担当課、丸子・真田・武石地域自治センター】	◎療育手帳記載事項変更届 ○療育手帳 ○マイナンバーカード等	
精神保健福祉手帳を持っている。	氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 【担当課、丸子・真田・武石地域自治センター】	◎障害者手帳記載事項変更届 ○精神保健福祉手帳	
自立支援医療(精神通院)受給者証を持っている。	氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 【担当課、丸子・真田・武石地域自治センター】	◎自立支援医療受給者証等記載事項変更届 ○自立支援医療受給者証	

特別児童扶養手当を受給している。	受給者を変更する場合は資格喪失、新規申請の手続きが必要です。 【担当課、丸子・真田・武石地域自治センター】	◎県様式第2号(喪失届) ◎県様式第1号(新規認定申請) ◎身体障害者手帳、療育手帳 ◎戸籍謄本(対象児童及び認定請求者が記載されているもので発行日1か月以内のもの) ◎振込先口座申出書 ◎認定請求者名義の通帳 ◎マイナンバーカード等	障がい者支援課 本庁舎2階 0268-23-5158
障害児福祉手当・特別障害者手当を受給している。	受給者の氏が変わった場合は氏の変更届が必要です。 【担当課、丸子・真田・武石地域自治センター】	◎様式第12号 特別障害者手当等住所・氏名変更届 ◎受給者名義の通帳(氏の変更が済んだもの) ◎身体障害者手帳、療育手帳(氏の変更が済んだもの)	
特別児童年金を受給している子どもがいる。	受給者を変更する場合は資格喪失、新規申請の手続きが必要です。 【担当課、丸子・真田・武石地域自治センター】	◎様式第2号(第4条関係)喪失届 ◎様式第1号(第2条関係)資格認定申請書 ◎申請者(保護者)名義の通帳 ◎身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当の証書	障がい者支援課 本庁舎2階 0268-23-5158
障害福祉サービスを受けている。	氏名、住所、世帯の収入状況に変更があった場合は手続きが必要です。 【担当課、丸子・真田・武石地域自治センター】	◎障害福祉サービス等支給申請書 ◎申請内容変更申出書 ◎受給者証	
福祉医療費受給者証を持っている。	氏名・住所・健康保険口座名義に変更があった場合は手続きが必要です。 【担当課、各地域自治センター】	◎受給資格者等変更届 ◎福祉医療費受給者証 ◎保険証 ◎通帳	福祉課 本庁舎2階 0268-23-5130
障害年金を受給している。	手続きが必要な場合があります。小諸年金事務所へお問い合わせください。お勤めされている方は、各勤務先へお問い合わせください。		小諸年金事務所 0267-22-1080

〒386-8601

長野県上田市大手一丁目11番16号

電話 0268-22-4100(代表)

ホームページ <https://www.city.ueda.nagano.jp>